

(ウ) 国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃について、可能な限り未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に対し必要な権限が付与されるようにする。

- [事務局]から、提言素案についてプレゼンテーション。
- プレゼンテーションに対する意見交換は主に以下のとおり。

#### 【サイバー空間の特徴を踏まえた実効的な制度構築の必要性】

- 警職法の改正も選択肢の一つとなる点自体は妥当だが、提言では「警察官職務執行法を参考とすべきと考えられる」という記載にとどめるのではなく、①幹部職員の間与や②警職法がこれまでも災害時の避難措置や切迫した事態での犯罪予防に用いられて機能してきた点も補足してはどうか。
- 法制度のみならず執行に係る全体のプロセスやシステムも大変重要であることから、これも参考とすべきではないか。

#### 【措置の実施主体】

- 「警察は平素から、防衛省・自衛隊は有事を念頭に、公共の秩序の維持の観点から必要に応じて措置を講じる」など、警察、防衛省・自衛隊の役割分担について記載してはどうか。

#### 【措置の対象】

- 金融システムがサイバー攻撃を受けた場合は対象とならないのかとの意見が出てくることも想定されるどころ、国民の生命・安全のみならず、国民の財産についての取扱いにも留意する必要。また、「国民の生命・安全に関わる重要インフラ」については、対象を広げることを検討するべきではないか。
- 措置の対象は重点化することが重要である一方で、これに限定されないこと、幅広なものを含めてやるときはやるという点には言及する必要があるのではないか。

**【アクセス・無害化と国際法との関係】**

- 内外に安心感を持たせるためにも、多くの部分はやはり現行の国際法規範が適用される限り、それに則って活動していくということを前提としているということに言及すべきではないか。
- 国連憲章を含む既存の国際法はサイバー空間に適用されることを前提として活動し、サイバースペースの新しい規范を作っていくという日本の姿勢を記載・強調すべきではないか。

**【制度構築に当たっての留意点】**

- 独立した立場からの監督について、無害化の措置の適正性を監督する者についても、実施者と同等、またはそれ以上の専門的・技術的な判断能力を有していることが求められるのではないか。
- 実際に行った対応がどういうものであったかを事後でも良いので、専門的な観点で検証をしっかりとすることが重要ではないか。

**【運用面の留意点を含めた今後の検討課題】**

- 警察、防衛省・自衛隊やその他の関係機関等が収集した情報について相互に必ず共有することが重要ではないか。